

倉敷市告示第402号

倉敷市中小企業者等原油価格高騰緊急経済対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年6月27日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市中小企業者等原油価格高騰緊急経済対策補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、原油の価格の高騰による影響を考慮し、事業活動において多量の燃料油を使用する中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、中小企業者等の事業活動における経費の負担の軽減を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「燃料油」とは、ガソリン、軽油、重油及び灯油をいう。

2 この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 市内に住所及び事業所を有する個人

イ 市内に主たる事業所を有する会社

(2) 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。

）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 常時使用する従業員の数が100人以下であること。

イ 市内に主たる事業所を有すること。

(3) 企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。）、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人をいい、法

人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等に該当するものを除く。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

イ 市内に主たる事業所を有すること。

(4) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。）

又は学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する事業を行っていること。

イ 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

ウ 市内に主たる事業所を有すること。

3 この要綱において「燃料価格上昇額」とは、種別ごとの燃料油1リットル当たりの価格について、前年と比較して上昇したものとして、次の各号に掲げる燃料油の種別に応じて、当該各号に定める額をいう。

(1) ガソリン 32円

(2) 軽油 32円

(3) 重油 29円

(4) 灯油 27円

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等とする。

(1) 令和4年1月1日において市内で事業を行っており、かつ、引き続き市内で事業を継続する意思を有すること。

(2) 車両、船舶、機械装置、設備その他の燃料油を多量に使用する事業用資産を有すること。

(3) 令和4年1月から同年5月までの間の連続する2月（以下「対象月」という。）における燃料油の種別ごとの購入量（原材料としての使用及び他者への販売を目的として購入

したものを除いたものをいう。)に、燃料価格上昇額を乗じた額の合計額(次条第1項において「補助対象経費」という。)が20万円以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 対象月における燃料油の購入に係る経費について、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者

(2) 倉敷市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金支給要領(令和4年6月24日施行)の規定による倉敷市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金又は倉敷市公共交通事業者運行継続奨励金支給要領(令和4年6月24日施行)の規定による倉敷市公共交通事業者運行継続奨励金の支給の対象となる者

(3) 岡山県一般旅客定期航路事業者運航継続支援金交付要綱(令和4年1月4日施行)の規定による岡山県一般旅客定期航路事業者運航継続支援金、岡山県地方バス運行継続支援金交付要綱(令和4年1月5日施行)の規定による岡山県地方バス運行継続支援金、岡山県一般乗用旅客自動車運送事業運行継続等支援金交付要綱(令和4年1月7日施行)の規定による岡山県一般乗用旅客自動車運送事業運行継続等支援金又は岡山県離島航路安定運航維持支援事業補助金交付要綱(令和4年2月4日施行)の規定による岡山県離島航路安定運航維持支援事業補助金の交付の対象となる者

(4) 市税を滞納している者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(7) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者

(8) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

(9) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、第3条第1項第3号の規定により算出した補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、40万円を限度とする。

2 この要綱による補助金の交付は、一の中小企業者等につき1回限りとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年8月31日までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）対象月における燃料油の種別ごとの購入量及び当該購入に係る支払を証する書類
- （2）第3条第1項第2号に規定する事業用資産を有することを証する書類
- （3）市税の滞納がないことを証する書類（発行日から3月以内のものに限る。）
- （4）申請者が個人の場合は、住民票の写し（発行日から3月以内のものに限る。）
- （5）申請者が法人の場合は、現在事項全部証明書（発行日から3月以内のものに限る。）
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、相当と認めるときは補助金の交付の決定及び額の確定を行い、所定の交付決定及び額の確定通知書により通知し、申請者からの請求により補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、所定の不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。